

競争的資金等の研究資金に係る不正防止計画

平成28年4月

国立研究開発法人海洋研究開発機構

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）は、文部科学省による「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）及び「競争的資金等における研究資金の管理等に関する規程」（平19規程第22号）（以下「規程」という。）第9条に基づき、以下のとおり不正防止計画（以下「本計画」という。）を策定する。

競争的資金等の研究資金（以下「研究資金」という。）の管理等については、機構の関係諸規程等及び競争的資金等の制度が定める各種手続等を遵守するとともに、本計画に沿って実施する。また、本計画は実施状況確認の結果、リスクが顕在化した場合の状況等を活用し、必要に応じて見直すこととする。

1. 目的

本計画は、故意又は過失に限らず不正を発生させる要因を把握し、その要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築を図ることにより、研究資金の適正な執行を確保するとともに研究資金の不正使用を防止することを目的とする。

2. 用語の定義

本計画で使用する用語の定義や適用の範囲は規程に基づく。

3. 不正防止計画

3・1 環境・体制の構築

規程及び「研究資金の不正使用に係る必要な調査等実施規則」（平26規則第14号）により、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3・2 具体的実施事項

(1) 研究計画及び予算計画の確認

競争的資金等の応募に際しては、確認事項を明確にし、応募しようとする競争的資金等の課題（以下「課題」という。）の研究計画が妥当なものか確認する。

また、課題実施中においては、各課題の業務計画書等（※）に記載の研究計画と実態に乖離がないか確認するとともに、研究計画等の進捗状況等について必要に応じて調査を実施する。

※ 受託にあつては年度毎の業務計画書及び経費等内訳書等、科学研究費助成事業にあつては年度毎または研究期間の初年度の交付決定を受けた科学研究費助成事業交付申請書、その他の助成金等については応募時または採択時に提出した計画書等（以下「業務計画書等」とする。）

(2) 予算執行及び執行管理

予算執行においては、課題毎に調達計画を作成し、業務計画書等に則った適正な時期及び業務計画書等に定める目的、目標、方法等に即した要求発議を行う。

(3) 契約及び検収業務

契約においては、原則一般競争契約であることを周知徹底するとともに、随意契約を行う場合はその理由の妥当性を精査する。

また、検収については、原則として事務職員が行い、要求者以外の検査員による検収が実施されていることを確認する。

競争的資金等の運営及び管理に関わる職員と取引先との癒着を防止し、不正、不適切な契約を行わないため、取引先に誓約書等の提出を求める。

(4) 物品等の管理・使用状況の把握

業務計画書等に基づき取得した設備備品、試作品、換金性の高い物品及び消耗品等の物品については、適宜その使用状況の確認及び棚卸し等を実施することにより、適正に使用する。

(5) 旅費請求

旅費請求においては、業務計画書等に定める範囲の妥当な出張計画であるか確認する。また、依頼出張における旅費の二重払い等が生じないよう、相手先機関と十分に連絡・調整を行う。

(6) 人件費及び労務管理

研究者等の雇用に際しては、業務計画書等に則って雇用を行い、当該課題による研究等の業務に従事すること及びその人件費の支出財源を明確にする。

また、被雇用者について、関係法令、機構諸規程等及び雇用契約書に基づき、適正な労務管理を行う。

(7) 諸謝金

諸謝金の執行にあたっては、必要な手続を実施した上で適切に執行する。

(8) 成果発表等及び成果利用手続

研究成果の発表又は論文投稿等を行う場合は、確認事項を明確にし、競争的資金等の制度が定める手続を適切に実施する。

(9) 関係者の意識向上及び教育の実施

競争的資金等の多くが公的資金であることから、機関管理責任の原則を周知徹底し、競争的資金等に係る事務処理について各種マニュアル等の整備及び改訂を進める。また、研究費の不正使用に係る一般的なルールや競争的資金等に係る機構内の事務処理等のルールに係る教育（以下「コンプライアンス教育」という。）を行い、コンプライアンス教育受講後に不正を行わないこと等を約した誓約書等を提出させる。

(10) 実施状況確認の実施

実施状況確認の実施にあたっては、監査室、各部署が連携し、本計画の実施状況を確認することとし、その結果を最高管理責任者に報告する。

(11) 内部監査の実施

内部監査の実施にあたっては、研究資金の適正な執行及び不正使用の防止を確保するため、全ての競争的資金等を対象に、無作為抽出による監査を実施するとともに、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査を実施する。

(12) 相談窓口及び告発窓口の設置

競争的資金等の使用ルール及び使用にあたっての手續に関する相談窓口及び研究資金の不正使用についての相談又は告発窓口を設置し、相談又は告発があった場合、関係する諸規程等の定めに従い、各部署と連携して速やかに対応する。

(13) 情報の発信・共有化

研究資金の適正な執行・管理を行うため、各部署が競争的資金等についての情報を共有化し、連携を図るとともに、機構の取り組みについて、積極的に情報発信を行う。

(14) その他

本計画は、別に定める「不正防止計画実施要領」に基づき実施する。